



令和2年2月14日

行田市議会議長
香川 宏行 様

議会運営委員会
委員長 細谷 美恵子

特定事件の先進市視察結果について（報告）

去る12月行田市議会定例会において当委員会に付託された特定事件について、
下記のとおり先進市視察を実施したので、その結果を報告いたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 期 間 | 令和2年1月30日（木）・31日（金） |
| 2 視 察 市 | 東京都町田市・三重県四日市市 |
| 3 視察内容 | 別紙のとおり |
| 4 参 加 者 | 委員長 細 谷 美恵子
副委員長 柴 崎 登美夫
委 員 高 橋 弘 行
委 員 斉 藤 博 美
委 員 木 村 博
委 員 吉 野 修
委 員 小 林 友 明
随 行 田 島 裕 介 |

町 田 市 の 概 要

町田市は東京都心から西南30kmから40kmに位置し、細長い市域全体が神奈川県側に半島状に大きく突き出している。市域の大部分は多摩丘陵に属し、西部は関東山地へ、東・南部は相模台地へ緩やかに続く。市内にはJR横浜線・小田急線・東急田園都市線・京王相模原線の鉄道網、国道16号線・国道246号線・東名高速の広域幹線道路網が走り、交通環境に恵まれている。

町田市の地形や気候は古代人の生活に適していたようで、市内からは縄文時代、弥生時代、古墳時代の遺跡が数多く出土している。鎌倉時代には鎌倉と武蔵府中、北関東方面を結ぶ鎌倉街道が発達し、小野路は宿場町としてにぎわいをみせる。

江戸時代に入ると農業生産も高まり商人も出入りするようになった。幕末には、現在の町田駅を中心とした原町田に「二六の市」が立つようになったが、横浜港開港後、生糸が輸出品の主力になると、八王子・町田・東神奈川間の街道は「絹の道」と呼ばれ、原町田は宿場町として繁栄する。また、明治10年代、町田は自由民権運動の拠点ともなった。さらに、明治41年横浜線、昭和2年小田急線が開通すると、交通の利便性から人口が増加し、商店街が形成されていった。そして、昭和29年に町田町と南村が合併。同33年に町田町、鶴川村、忠生村、堺村が合併して町田市が誕生。その後、大規模団地や大型店舗の進出が続き、東京都区部のベッドタウンとして開発され発展した。現在、市制施行時6万人の人口は42万人に達するまでになり、近年には私立大学の転入が進み、若者の街に変わりつつある。

令和元年度一般会計予算	1, 597億円
市制施行	昭和33年2月1日
面 積	71.55㎢
人 口	429,052人(令和元年11月1日現在)
議員定数	36人(令和元年11月1日現在)

◎議会運営について

1. 議員定数・会派別議員数等

- 条例定数 36人(現員数36人)
- 会派別 自由民主党12人 公明党6人 まちだ市民クラブ6人
保守の会5人 日本共産党4人 無会派3人

2. 議会構成

- 常任委員会
総務常任委員会(9人) 健康福祉常任委員会(9人)
文教社会常任委員会(9人) 建設常任委員会(9人)
- 議会運営委員会(10人)
- 特別委員会
第16期町田市議会改革調査特別委員会(10人)
町田市基本構想・基本計画調査特別委員会(36人)

3. 議員に係る給付

- 行政視察旅費 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会
1人当たり 68,966円/年
- 政務活動費 月額1人当たり 60,000円

4. 議員報酬

議長 640,000円/月 副議長 580,000円/月 議員 550,000円/月

5. 一般質問

- 質問方式 一問一答方式
- 質問時間 60分(答弁時間を含む)
- 質問回数 制限なし
- 質問通告提出期限 開会日の3日前の正午
- その他 発言通告の方法として、やむを得ない場合は、ファクシミリ及び電子メールを利用することができる。その場合、送信後、正午までに事務局へ電話連絡する。

◎議会改革の取り組みについて

1. 町田市議会の特徴

「議会基本条例」を制定し、それに伴い議会改革を進める市町村が多くある中、町田市議会は、議会改革にあたり「議会基本条例」を制定することを選択しなかった。

① 基本条例がなくても意見や要望が出たことを1つずつ進めていく。

“できることから1つずつやっ行ってこう!”

② 基本条例を作ると議会が外に出向いて市民と意見交換をすることが行動の中心となるが、町田市議会の場合は、“議会に来てもらおう!”(傍聴してもらおう)、“議会に関心を持ってもらおう!”そのためにはどうしたらよいかを主眼に改革を進めている。

- ・特別委員会が任期ごとに設置されており、同じ名称は付けないようにしている。そのため、名称が尽きてきており現在は、頭に数字を付けて第16期町田市議会改革調査委員会が設置されている。常に改革を進めて行くことを目標としている。



議会基本条例を制定しなくても、着実に改革を進めてきたことにより、議会改革度は高く評価されている。

2. 議会改革（活性化）の取り組み

平成10年 傍聴規則の傍聴人受付簿の廃止

平成13年 傍聴者の資料設置

行政視察において、全委員が報告文を作成

平成14年 請願書提出の押印廃止

会議規則での欠席の届出を具体的に明記（「疾病、看護、介護、出産その他の事故のため」）

平成15年 一般質問の質問時間を1時間へ

インターネット議会中継を開始（12月定例会から）

平成20年 会議規則での欠席の届出に「育児」を加える

分かりやすい予算書の作成

平成21年 請願者の意見陳述を開始（9月定例会から）

子連れの傍聴者を断らない
親子傍聴席を設置（新庁舎から）
個人情報保護に配慮

市民オンブズマンへの対応

1時間でマイクを切る
日程が予定どおりに

自治法上、委員会規則上、
請願者は委員会に出席できないが、参考人制度を準用し、
請願者の声を会議録に残す

- 平成 22 年 各常任委員会による市民団体等との懇談会を開催 請願や意見書の提出につなげる
 本会議場において電子表決を行うことを決定（新庁舎から）
 常任・特別委員会のインターネット中継を行うことを決定（新庁舎から）
 個人の表決結果を公表（議会だより及びインターネット）
 パンフレット「町田市議会を傍聴しに行こう」を町内会・自治会に配布
- 平成 23 年 ホームページ上に「議案のカルテ」を掲載
 本会議場・委員会室にパソコンの持ち込みを試行（新庁舎から）
- 平成 24 年 一般質問の開催日数を 4 日間から 5 日間にするのを試行（H25 決定）
 議員間討議を委員会の請願審査に導入 時間外を削減
 議員及び職員の委員会室へのパソコン持ち込みを決定
- 平成 27 年 政務活動費収支報告書をホームページ、議会だよりで公開
 「市議会を開きます」ポスターを民間路線バスに掲出開始
- 平成 28 年 決算認定を特別委員会ではなく各常任委員会で審査することを試行 5 日間で深夜に及ぶため分割付託
 議会だよりをスーパーにも設置開始
 インターネット中継画面に議案等の PDF ファイルを表示
 タブレットの議会導入を決定
- 平成 29 年 パソコンの本会議持ち込みを決定
 町田市議会 Twitter を開始
 高校生との意見交換会を開催
- 平成 30 年 第 2 回高校生との意見交換会を開催
- 令和元年 町田市基本構想・基本計画調査特別委員会を設置

3. 議員間討議

①導入の経緯

平成 23 年の議会改革特別委員会において、国会でいう“党首討論”を議会の場で実施したいとの提案が出された。また、都道府県議会では、論点を地方紙が解説して住民に伝えているが、基礎自治体の議会の論点整理は議員がやるしかない。その方法として議員間で論点整理や論議を交わす協議の場を設けることとした。

②実施状況

まずは、やってみようということで、地域性や論点も分かりやすい請願から試行し、議論が活発になったことから正式に決定した。現在も議論が活発化している。

③課題等

議案等への導入が今後の課題となっている。

次第書

次に、本件について、担当者から願意の実現性、妥当性について意見を求めます。
[意見]
これより質疑を行います。
[質疑]
(ほかにありませんか。)
[なし]
それでは質疑の途中ではありますが、これより議員間討議を行いたいと思います。
ご発言があればお願いいたします。
[意見]
(ほかにありませんか。)
[なし]
議員間討議を終わります。

◎主な質疑等

Q：一般質問ではほとんどの議員が取り組まれているが、議案質疑はどうか。

A：質問回数は3回、平均15、6人が質疑しているが、自分の意見は述べないこととしているため、それほど時間はかからない。市長の施政方針と当初予算の時は代表質疑を実施している。(基本時間30分+会派人数×5分)

Q：当初予算の本会議での質疑は36名中、何名くらいか。

A：代表質疑になり、全体で330分と決まっている。時間が余れば個人で質疑できる。10時から始まり17時30分に終了するように振り分けている。

Q：1定例会で請願がいくつ出るのか。

A：直近では3件、年間で15～20件、以前は年間40～50件あった。

Q：市民団体等との懇談会の団体や内容はどのように決めているのか。

A：開始当初から継続して実施している団体や申し入れのあった団体と常任委員長権限で決定している。要望になる傾向がある。

Q：分かりやすい予算書とは。

A：小学生レベルで分かるような予算書を作りなさいというところから始まり、現在は予算の概要として事業別に項目を細目にして、行政のプロでなくても分かるような形で予算書が進化してきた。

Q：議員間討議について具体的に。

A：請願審査のみで、まず請願者が意見陳述を5分できる。それを基に委員が質疑し、その後に討議がある。請願内容の意味合いなどを議員に対して聞くことにより賛否の判断材料としている。

- Q：決算委員会の意見は次年度へ反映されるのか。
- A：次年度の予算に反映させたいということで、決算審査の時期が早まっている。現在は9月定例会で決算の結果を出しており、100項目以上の付帯意見を付けている。付帯決議として執行部へ送り、回答を求めている。
- Q：高校生との意見交換会の効果は。若年層の投票率等に影響しているのか。
- A：意見交換会を始めたのが3年前で改選が2年前だった。1回開催して選挙だったので、どれくらい反映されているかは分からないが、印象的だったのは全てSNSであること。SNSで発信しないと若者には浸透しない。
- Q：親子傍聴席を設置したが、親子連れはどれくらいいるのか。
- A：正確な人数は把握していないが1定例会で1組ほどである。
- Q：欠席の届出で出産、育児を理由とした議員はどれくらいいるのか。
- A：36名中10名が女性議員で、うち2名が出産しているが、いずれも定例会にかからなかったため、現在のところ欠席した議員はいない。
- Q：議会改革の取り組みとして試行が多いがその理由は。議員間討議が請願のみとのことだが、請願以外に広げる考えは。
- A：試行については、推進派と慎重派あるいは賛成派と反対派に割れたときの互譲の方法として選択することが多い。試行を実現するには、推進派・賛成派が多い場合が多いが、実現に向けてのステップとなっている。試行するために採決は取っていない。議員間討議については、現在、議会運営委員会へ投げかけており、俎上に載せるところである。
- Q：試行の期限は設けているのか。
- A：例えば次回、実施・検証して、12月議会だから当初予算もやってみてからということでもう一度試行することもある。意見陳述は3回くらい試行で実施しており、期限は設けていない。議運で決定しないと試行のままとなる。
- Q：議運と議会改革特別委員会の両輪で改革しているのか。
- A：その時の議会構成やバランスで趣が違い、双方でキャッチボールする時もあるれば、取り合うこともあるような関係である。棲み分けが難しいときには会派の代表者で議論されることもあるが、議運はすぐやらなければならないこと、長期的なものは特別委員会でやるというような意識付けをした時期もあった。
- Q：議員間討議は議運で決定したのか。
- A：議会改革特別委員会が主であったが、あくまで諮問的なところで、最終的には議運で確認することが多い。

四 日 市 市 の 概 要

四日市市は三重県の北東部に位置し、西は鈴鹿山脈、東は伊勢湾に面して北勢地域の中心を占めている。南北に延びた海岸線は伊勢湾に開け、西へ緑の沃野が広がり、その先は次第に台地となって鈴鹿山脈で滋賀県と境を接している。海岸部は石油化学コンビナートの工業地帯を形成し、後背地の台地では住宅団地の開発や茶・果樹などの栽培が盛んである。

この地域には、すでに旧石器時代から人々が住み、縄文から弥生時代の遺跡も数多い。日本武尊伝説や壬申の乱等は、四日市地域の古代の姿を垣間見るものである。平安から鎌倉時代には伊勢平氏の活躍の舞台でもあった。それだけに鎌倉、南北朝、室町時代には時の指導者がその被官を北伊勢に配置した。

文明5年（1473年）の外宮庁宣に「四ヶ市庭浦」の地名が出てくる。この頃すでに毎月四の付く日に、定期市「四日市」が開かれ、商業の町として繁栄した。幕末から明治にかけ、菜種油や肥料の生産や取り引きの盛んな町として栄え、四日市港の修築で勢い生糸、紡績を中心とした繊維工業へ、さらに機械工業や化学工業の進出が相次ぎ、日本の近代工業化への歩みを模したかのような形で四日市地域が商工業の都市に進展した。

明治30年に市制を施行し、昭和5年に塩浜、^{かいぞう}海蔵の両村を合併して以来、昭和32年まで周辺の町村を合併し、市域を拡大してきた。昭和30年代以降、石油化学工場等の進出は、大気汚染等の公害をもたらしたが、今では環境浄化に努力し、三重県下最大の都市・国際港湾都市として、また公害防止技術を各国に伝えて世界的な環境問題に貢献する都市として、中部圏の一翼を担いつつ歩んでいる。平成9年には市制施行100周年を迎え、平成17年には三重郡^{くすちょう}楠町と合併し、現在、中核市に向けて歩みを進めている。

令和元年度一般会計予算	1, 210億円
市制施行	明治30年8月1日
面積	206.44km ²
人口	311,644人（令和元年11月1日現在）
議員定数	34人（令和元年11月1日現在）

◎議会運営について

1. 議員定数・会派別議員数

- 条例定数 34人（現員数34人）
- 会派別 政友クラブ 9人 新風創志会 8人 リベラル216人
公明党 5人 市民eyes 3人 日本共産党 2人
無会派 1人

2. 議会の構成(現員数)

- 常任委員会 総務常任委員会(8人) 教育民生常任委員会(9人)
産業生活常任委員会(9人) 都市・環境常任委員会(8人)
予算常任委員会(33人) 決算常任委員会(31人)
- 議会運営委員会(11人)

3. 議員に係る給付

- 政務活動費 月額1人当たり70,000円（後払い方式）

4. 議員報酬

議長 693,000円/月 副議長 631,000円/月 議員 591,000円/月

5. 一般質問

- 質問方式 一問一答方式及び総括方式の選択制
- 質問時間 議員1人当たり答弁を含め30分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分（1人当たり60分以内）
- 質問回数 制限なし（総括方式の場合3回）
- 質問通告提出期限 定例会再開日の午後2時まで（通年会期制）
- その他 関連質問 一般質問に限り、同一会派の議員の質問事項に関して、同一会派の発言通告をしていない議員1人が答弁を含めず5分以内で行うことができる。

◎議会改革の取り組みについて

1. 議会の活性化

①市政活性化推進等議員懇談会 [平成 12 年度設置]

- ・当時の議長の意向により諮問機関として、“議員だけで議論する場を設置したい” ⇒ 議員間の情報交換の場として設置
- ・議員発議の条例案を事前に議員間の調整を行う場として活用



発展的組織へ改編

②議員政策研究会（議政研） [平成 17 年度設置]

- ・議長の諮問機関の位置付けから外れる
- ・全議員が一堂に会して意見交換を行いながら市政に対する課題に対して共通認識を持ち、政策立案する場として設置
- ・議会基本条例の制定の場としても活用（議会基本条例分科会 [H21～H22]）
- ・これまで 18 の分科会を設置し、希望者が参加する（参加者＝定員）

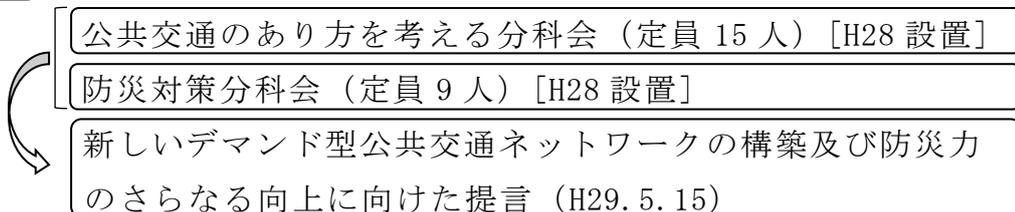
[導入による効果]

議員提案による政策条例制定や政策提言につながる

事例 1 条例制定



事例 2 政策提言



③議会改革特別委員会の設置 [平成 30 年度設置]

- ・決算から予算への政策サイクルの確立 ※P12 参照
- ・委員会条例を改正し、常任委員会の任期を 1 年から 2 年へ

2. 議会の透明化

①市議会モニター制度 [平成 16 年 11 月から]

- ・平成 16 年度の議長の発案により制度を発足

モニターの仕事

市民に議会の傍聴や中継を視聴してもらい、感想や意見をもらう

メンバー構成 ※令和元年度

地域の推薦者 38 人、四日市大学の学生 4 人、公募 10 人 計 52 人

主な活動内容

市政モニター委嘱式、研修会を開催 ⇒ 市議会を傍聴
議員との意見交換会、モニター活動に関するアンケート

任期

1 年（希望する場合は再任するが 1 年限り）

継続を希望する意欲的な人も多いが、多様な人にモニターになってもらいたいので最長 2 年としている。

- ・モニターからの意見を基に改善を進めている。

②議会報告会 [平成 18 年度から]

- ・当初は、「シティ・ミーティング」として開催する（H18～H22）
- ・現在は、「シティ・ミーティング」と「議会報告会」の 2 本立てで実施
- ・対象者は、学生や商工会議所の会員とするなど試行錯誤していたが、現在は市内在住または通勤通学する方としている
- ・平成 23 年 5 月に議会基本条例を施行後は、常任委員会ごとに第 1 部を議会報告会、第 2 部をシティ・ミーティングとして開催

[課題] 参加者が減少、固定化している。

60 歳以上の男性が多く、若者や女性の参加が少ない



打開策

③各定例月議会における議案に対する意見募集 [平成 26 年 8 月から]

- ・議会報告会に参加できない方からもインターネットを活用して、広く意見募集できればということで始めたもの
- ・市民生活への影響がより大きいものを広報広聴委員会で選び、議案の関連資料をホームページで掲載。メール等で意見をいただき、議案審査の参考にする。寄せられた意見への回答はしていない。
- ・令和元年 11 月の募集結果 ⇒ 6 議案に対し 25 件の意見

3. 議会基本条例の制定

①議会基本条例制定への動き

- 平成 21 年 6 月 議員政策研究会に議会基本条例分科会を設置
会議を 9 回開催、アンケートを実施し、規定する内容を検討（通年議会、反問権、文書質問など）、分科会の原案に規定した。
- 平成 22 年 6 月 議会基本条例調査特別委員会を設置
分科会の原案を基に 26 回の会議を開催
- 平成 23 年 3 月 条例制定議案を全会一致で可決（3/31 公布、5/1 施行）

②特徴 基本方針の 3 本柱

① 市民との情報共有

議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める

- ・議会内の会議を原則公開、市民等の傍聴の促進
- ・議長からの積極的な情報発信（H24. 11～定例記者会見を実施）
- ・議会活動の報告する場を設置（議会報告会の開催）

② 市民参加の推進

議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する

- ・委員会における公聴会制度・参考人制度を活用
- ・パブリックコメントによる市民意見の反映
- ・請願審査において、請願者からの意見聴取（背景・目的等を述べてもらう）

③ 議員間討議の活性化

議員間での討議を活発化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う

- ・議員間の討議を中心とした会議運営、意見集約
- ・議員間討議を尽くした上での政策提言・条例制定

③新たな取り組み

(1)通年議会（議会基本条例の施行とともに実施）

[導入による効果]

- ・議会開催後は議長権限により、速やかに本会議を開くことができ、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題に対応可能
- ・市長が専決処分を行う議決事件について、緊急議会を開いて審議できる（直近では令和 2 年 1 月 20 日に開催）

・ 常任委員会活動の活性化

導入前：定例会最終日に閉会中の継続調査を議長に申し出た上で議決し、申し出た調査項目の内容についてのみ閉会期間中に調査を実施

導入後：従来の閉会期間が休会期間となり、議決を経ずに委員会活動ができる。年間を通じて所管事務調査を積極的に実施

(2)反問権

- ・ 議員の考え方や対案の提示を求める反論を含む

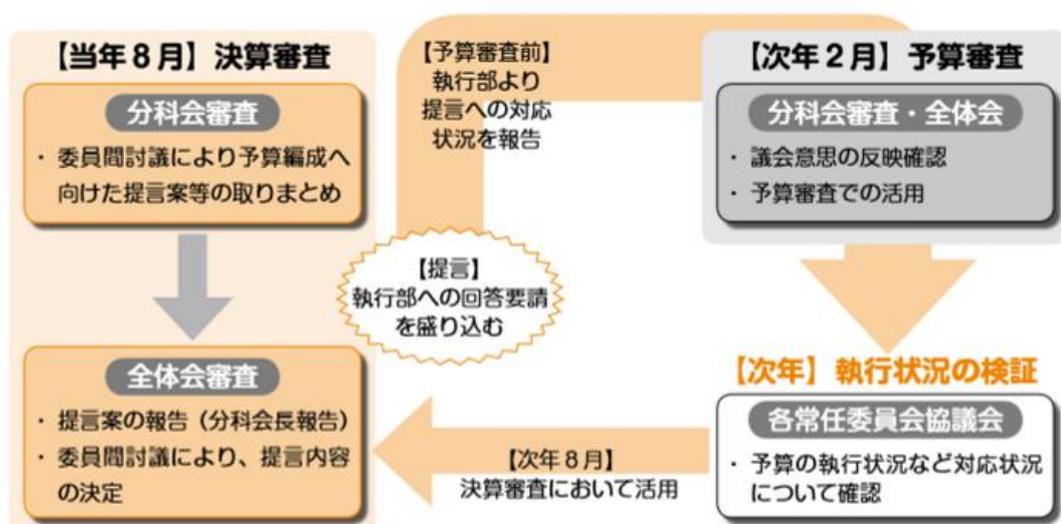
(3)文書質問（議会期間中を除き、文書により質問を行うことができる）

- ・ 一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に記載する。
- ・ 議長を経由し執行部に送付され、質問書・答弁書は全議員に配付して議会内の情報共有を図る。市議会ホームページでも公開する。

[実績]：H23 15 件、H24 6 件、H25 7 件、H26 8 件、H27 15 件、H28 5 件、H29 3 件、H30 7 件

(4)決算審査と予算審査を連動させるサイクルを導入（令和元年度～）

- ・ 決算常任委員会において、8月定例会月議会の決算審査を通じて意見集約し、次年度予算編成に向けた提言を取りまとめる。決算常任委員長から議長へ提言を提出し、議長から市長に対して政策提言を行う



◎主な質疑等

Q：あらゆる会議で議員間討議を活用していくこととしているが具体的に。

A：本会議を除く全ての会議で実施している。委員会を例にすると議案の説明後、質疑になるが、この中にもさりげなく議員間討議が入ってくる。

「これから議員間討議を始めます。」というような流れではなく、議員が理事者に対して質疑した内容に、別の議員が手を挙げて、私は逆だと思ふ。と意見を述べるのが議員間討議である。議員同士の質問を全て認めようということ。

Q：議員と執行部のやり取りに別の議員が意見を言うのか。

A1：理事者にではなく議員の意見に対して別の議員が入ってきて意見を述べる。質疑の中で自然に意見の表明が出てくることもあるが、それに対して、私は違うと思う。というように議員同士で意見をする。他の議会では不規則発言と捉えることを議員の自由闊達な議論と捉え、あえて静止しない。不規則発言を静止しなければ自然に議員間発議が増えてくると思ふし、本来の会議体の自然な流れであると思ふ。余分な規則を撤廃していった。

A2：委員長によっては、「今から議員間討議に入ります。」と宣言してから始める場合もあるので、こうしなければならないという決まりはない。本市では委員長の権限が強く、委員長によって運営の仕方が違う。

Q：意見集約の方法は、どういう形で着地点を見出すのか。

A：会議体によってルールが違うが、議運や代表者会議では全会一致を原則としており、委員会や分科会では多数決を行う。

Q：議会報告会の参加人数が減りつつあるが、報告会の意義をどう考えるか。

A：4 常任委員会がそれぞれ年 4 回開催している状況で、たとえ参加者が少なくても議会が胸襟を開いて市民の意見を聞く姿勢を示し続けることが大切であると思ふ。テーマを決めて行うことには疑問を感じており、市民は議会に対して色々なことを聞きたいと思っている。何でもありにしてしまうと収拾がつかなくなる恐れもあり踏み切れないところもあるが、来年度は見直しを予定している。

Q：決算委員会等で色々な提言が出てくると思われるが、次年度の予算への反映具合は。

A：執行部と議会では議会が強い関係性である。付帯決議を付けるとほぼ反映される。政策提言についても最大限の配慮をしてもらっている。

Q：反問権の事例は。

A：反問権の行使を宣言せずに行っており、答弁の中でさらっと入ってくるので、数は把握していない。これまできつい反問はない。

Q：文書質問の方法と回答期限は。

A：一般質問と全く同等のものを文書で回答してもらおう。回答期限は明確に規定していないが、概ね2週間としている。一般質問には時間制限があるが、文書質問には回数や制限がないので、膨大な質問をした議員がいた。導入するのであれば、制限を設ける必要がある。

Q：シティ・ミーティングの回数を厳選するなどの考えは。

A：執行部も意見交換会を実施しており、始めた当初は、市民から見れば執行部も議会も一緒に、最初は要望会になってしまった。テーマを決めても違う話題になってしまうので、要望をシャットアウトしたら、一気に参加者が減ってしまった。あくまで今後の議会活動の参考にするために、意見交換をしたいというスタンスで実施しており、それを市民が望んでいるかということと正直分らない。

Q：発言の取り消しの勧告の重みや意味合いは。

A：事例としてはない。事前に本人が自分で取り消している。

Q：タブレットの導入効果は。

A：予算的にははるかにお金がかかっている。ペーパーレスで予算削減できるというのは間違いで環境保護にはなる。執行部のメリットとしては議員からの紙での資料要求がなくなる。議員としてはデータをいつでも引き出すことができるので仕事効率が上がる。

Q：タブレットのデータの内容は。

A：個人情報や秘密会のような場合は紙を使用して、その場で回収となるが、それ以外のものは全てデータとして入っている。

Q：昨年度の予算書等も比較できるのか。

A：見比べるのは不向きで、それができないのが欠点でもある。

Q：通年議会のメリットは。

A：会期は350日でいつでも会議を開くことができるということで、通年議会にしたといってもそれほど変わらないのが実感である。

Q：突発的な招集で出席できない議員もいるのでは。

A：今日の明日ということはないので、最低でも半月前には日程を調整している。委員会や特別委員会、議政研の分科会がいつでも開くことができる。四日市市の特徴は議政研にあると思っている。議政研では年度当初

に各会派から今年やりたいことを議論で挙げ3つから4つに集約する。各会派横断的な場であり、参加は各議員の自由で1年かけて議論していく。条例化する必要があるれば、発展的に特別委員会を設置し、条例を作っていく。

Q：議員間討議を議会基本条例の3本柱の1つに入れた背景は。

A：議員になりたての頃、若い議員は議会で議論するものだと思っていたが、理事者に一方的に質問するだけで全く議論がない。みんながそのような違和感を持っていたというのが背景にある。また、基本条例を作る際に、国内の最新事例をかき集めていいところ取りをして作ったが、どここの自治体でもだいたい議員間討議が入っていた。

Q：議員間討議の効果は。

A：自分たちで何かを作り出していくということが普通にできるようになった。それまでは理事者に質問するしかできなかったが、議員同士で話し合っって作り出すということが議会の中に文化として定着してきた。そういった文化のないところは、最初に何か作るのにもものすごくパワーがいると思う。議員間討議をすることによって、そのハードルが下がり、気が付いたら簡単に飛び越えられるようになってきた。そこに一番の効果があると思っている。

Q：議員間討議で審議時間が延びることはあるのか。

A：延びることはあるが、委員長などその場を仕切る人の腕次第である。導入した当時は最初の半年位は誰も使えなかった。先輩議員の意見に反論するのはとんでもないということもあったし、同じ会派のメンバーに言うのは申し訳ないということもあったが、慣れてくればなんともない。徐々にスポーツマンシップのようなものが芽生えてきた。新しくルールを作るよりも、今まであった規制を外してしまえば、自然にできるようになるというイメージでいいかと思う。

◎委員長所感

今回は先駆的議会改革を目標に視察した。多くの改革を実現している両市に共通するものは、①改革すべき事項について、まずは試行的にスタートし、期限を設け実行していく。その中で改善し、一定の効果が認められたものは本格実施していくこと。②議員間の討議こそ重要と考え、活発に行っていること。議論を尽くすことで理解も深まり、意見集約につながるとする。これらは本市の議会改革においても大いに参考になるものと考えている。